

「ゲートキーパー」について

- 「ゲートキーパー」とは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。
- 「自殺総合対策大綱（平成19年6月8日 閣議決定）」においては、9つの当面の重点施策の一つとしてゲートキーパーの養成を掲げ、かかりつけ医師を始め、教職員、保健師、看護師、ケアマネージャー、民生委員、児童委員、各種相談窓口担当者など、関連するあらゆる分野の人材にゲートキーパーとなっただけできるよう研修等を行うことが規定されている。（参考1）
- また、ゲートキーパーは我が国のみならず海外でも、自殺対策の分野でも広く使用されている用語、概念であって、WHO（世界保健機構）を始め、多くの国々で使用され、その養成プログラムが実施されている。（参考2）
- 都道府県等、自殺対策の第一線で対策を実施している地方公共団体においても、地域自殺対策緊急強化基金を積極的に活用して、それぞれの地域の実情にあった形でゲートキーパーの養成に積極的に取り組んでいただいております。ゲートキーパーの養成目標（人数）を掲げているものもある。（参考3）
- このような中、内閣府においては、自殺対策に携わる関連職種以外の職種やボランティア、地域のリーダー的人材なども含めて広くゲートキーパーになっていただけるよう、昨年度より「ゲートキーパー養成教材」の作成やゲートキーパー養成研修会の実施等に取り組んできたところであるが、未だ、ゲートキーパーについて一般国民への周知、浸透は不十分な状況であるので、今後、その養成と周知、浸透に努めることとしている。

自殺総合対策大綱（平成19年6月8日閣議決定、平成20年10月31日一部改正）

第4 自殺を予防するための当面の重点施策

3. 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する

自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成する。

（1）かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上

うつ病等の精神疾患患者は身体症状が出ることも多く、かかりつけの医師等を受診することも多いことから、臨床研修等の医師を養成する過程や生涯教育等の機会を通じ、かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上を図る。

（2）教職員に対する普及啓発等の実施

児童生徒と日々接している学級担任、養護教諭等の教職員に対し、自殺の危険性の高い児童生徒に気づいたときの対応方法などについて普及啓発を実施するため、研修に資する教材の作成などにより取組の支援を行う。自殺者の遺児に対するケアも含め教育相談を担当する教職員の資質向上のための研修等を実施する。

（3）地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上

精神保健福祉センター、保健所等における心の健康問題に関する相談機能を向上させるため、保健師等の地域保健スタッフに対する心の健康づくりや自殺予防についての研修を実施する。

また、職域におけるメンタルヘルス対策を推進するため、産業保健スタッフの資質向上のための研修等を充実する。

（4）介護支援専門員等に対する研修の実施

介護支援専門員等の介護事業従事者の研修等の機会を通じ、心の健康づくりや自殺予防に関する知識の普及を図る。

(5) 民生委員・児童委員等への研修の実施

住民主体の見守り活動を支援するため、民生委員・児童委員等に対する心の健康づくりや自殺予防に関する施策についての研修を実施する。

(6) 地域でのリーダー養成研修の充実

国立保健医療科学院や自殺予防総合対策センターなどにおける地域での自殺対策におけるリーダー的存在となる専門職の研修を推進する。

(7) 社会的要因に関連する相談員の資質の向上

消費生活センターの多重債務相談窓口、商工会・商工会議所等の経営相談窓口、ハローワークの相談窓口等の相談員に対しメンタルヘルスについての正しい知識の普及を促進する。

(8) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上

警察官、消防職員等に対して、適切な遺族対応等に関する知識の普及を促進する。

(9) 研修資料の開発等

国、地方公共団体等が開催する自殺防止等に関する様々な人材の養成、資質の向上のための研修を支援するため、研修資料の開発を推進するとともに、自殺予防総合対策センターにおいて公的機関や民間団体の相談員の研修事業を行う。

(10) 自殺対策従事者への心のケアの推進

民間団体の活動に従事する人も含む自殺対策従事者の心の健康を維持するための対応方法の普及を図る。

WHO “Towards Evidence-based Suicide Prevention Programmes”
世界保健機関「エビデンスに基づく自殺予防プログラムの策定に向けて」

抜粋

第 2 章：自殺予防プログラムの策定と評価

・訓練プログラムのアウトカム

ゲートキーパー訓練プログラムは、抑うつ症状や自殺リスクを有する人の精神保健サービスの利用率を上昇させ、自殺リスクを減少させるのに有効であることが確認されている (Capp, Deane, and Lambert 2001, Kataoka et al. 2007, Simpson, Franke, and Gillett 2007)。というのも、自殺行為は適切な介入により予防できる場合があるからである。つまり、自殺予防にはスタッフの取り組み方を改善し、臨床的知識を増やすことが重要であり、同時に、スタッフの不安を軽減し、自信を高めることが、自殺傾向のある人と関わっていく上で役に立つ。さらには、スタッフに自殺リスクを早期に認識する訓練を行うことで、自殺の危険性を察知する能力の向上、ひいては自殺率の低下につながる。また、自殺リスクの評価・管理スキルを身に付けたスタッフを増やすことにより、すでに不足している精神保健専門家の役割を総合的に補うことが可能となる (Simpson, Winstanley, and Bertapelle 2003)。その他、一般開業医もゲートキーパーとして自殺予防の可能性を高めることができる (Rihmer, Rutz, and Pihlgren 1995)。その例として、香港 (中国) では、一般開業医を受診していたことが確認されている自殺死亡者 (約 42%) のうち、3.9%が自殺前の 1 日以内、18.7%が 1 週間以内、そして 8%が 1 ヶ月以内に一般開業医を受診していた (Centre for Suicide Research and Prevention 2005)。ゲートキーパー (例：一般開業医) に、自殺リスクを有する人を早期に発見し介入を実践するための訓練を行うことは、有効な自殺予防戦略の 1 つであることが示唆されている (Luoma, Martin, and Pearson 2002, Mann et al. 2005)。

第 4 章：優先順位の設定

エビデンスに基づく予防介入プログラム

選択的レベル

・現場従事者やその他の専門家 (医療専門家、一般開業医、各分野の権威、メディア、教員など) が、教育プログラムを通して、自殺傾向のある人、自殺未遂生存者および無理心中の被害者にかかわることで知識・スキルレベルを高めていくためには、ゲートキーパー訓練プログラムを実施することが不可欠である。これも、自殺を減少させる上で最も効果的な介入法の 1 つとして多数の研究において実証されている。また、研究者と現場従事者が、自殺に関する研究と予防の成果について情報交換することを促進することも重要である。

地域自殺対策緊急強化基金を用いたゲートキーパー養成事業の例

○相談・支援者のための「自殺予防ゲートキーパー研修」(北海道)

民生委員、児童委員、消費生活相談員、ケアマネージャー等、様々な分野における相談支援活動を担う関係者向けゲートキーパー研修
→平成 21、22 年度で 1,350 人のゲートキーパーを養成

○メンタルパートナー養成事業 (三重県)

仲間との会合や勉強会、企業のメンタルヘルス研修などに講師を派遣し、DVD 等によるメンタルパートナー養成研修を実施
→23 年 11 月現在で 2,350 人を養成(平成 26 年度までに 2 万人の養成を目標)

○誰でもゲートキーパー作戦 (長崎県)

非専門家や一般市民が最低限知っておくべき情報とともに、専門相談機関への紹介のタイミングや方法について具体的に示したマニュアル集(手引き集)を作成するとともに、使用方法について説明・指導ができるインストラクターを養成

○メンタルヘルスサポート協力店事業 (富山市)

多くの市民が定期的に利用し、なじみの関係があるため顧客の変化に気づきやすい、理容院・美容院を対象としたメンタルヘルスサポート研修を実施。講習を受講した店舗をメンタルヘルスサポート店として登録。
→258 人が受講

地域自殺対策緊急強化基金（追加）（内閣府政策統括官（共生社会政策担当））

3次補正予算額37億円（24年度分まで）

※25年度以降の予算額については26年度までの出口戦略を踏まえつつ各年度の予算編成過程で判断

復興基本方針

5（2）①（iii）

被災者が安心して保健・医療（心のケアを含む。）介護・福祉・生活支援サービスを受けられるよう・・・環境整備を進める。

5（4）⑤（xviii）

被災者の生活再建に当り・・・心身のケア、自殺・孤独死の予防・・・具体的な取組方策について検討する。

事業概要・目的

- 長引く景気低迷等のため自殺対策を取り巻く状況は厳しさを増している中で、各地で展開されている基金を活用した事業の効果によって、対前年同期比微減の状態を踏みとどまっていた。先の東日本大震災の影響は被災地域や被災者の避難先地域を始め、経済情勢の激変や社会不安の増大を通じて全国に広がっており、自殺対策を取り巻く状況は一段と厳しさを増している。
- このような状況を踏まえて、
 - ・被災3県及び全国（除く被災3県）において、被災者の心のケア対策や孤立化防止のサロン活動、相談窓口、訪問支援等の整備、復旧、震災関連自殺の予防対策等を早急を実施して深刻な事態の招来を食い止めると同時に、一段と厳しさを増している自殺対策を取り巻く状況に対して万全の対策を講じる。

実施予定事業の具体例

- ・東日本大震災被災者こころのケア支援事業（青森県）
- ・フリースクール等心のケア・ライフサポートモデル事業（山形県）
- ・失業者向けの対面型相談会（東京都）
- ・いのちとこころのサポートセンター事業（新潟県）
- ・在住外国人メンタルヘルス相談支援事業（静岡県）
- ・「京都式」こころの自死・自殺総合対策事業（京都府）
- ・近畿6府県共同自殺予防推進事業（大阪府）
- ・救命救急センターの自殺未遂者支援モデル事業（兵庫県）
- ・三段壁パトロール、シェルター運営事業（和歌山県）
- ・市町村における自殺対策緊急強化支援事業（高知県）
- ・自殺未遂者に対する再発防止のための支援（福岡県）
- ・教職員等ゲートキーパー研修（沖縄県）



交付金(10/10)



都道府県

※地域自殺対策緊急強化基金の積み増し